

令和 8 管理年度におけるぶりの TAC 管理について

【内 容】

ぶりについては、令和 7 年 4 月から TAC 管理のステップ 1 が開始されていますが、令和 8 管理年度からの管理手法の変更に向けた協議が進められていますので、現状を報告します。

【添付資料】

- 報告資料 1-1 令和 8 管理年度におけるぶりの TAC 管理について
- 報告資料 1-2 TAC 管理のステップアップの考え方
(水産庁作成資料)
- 報告資料 1-3 資源管理基本方針別紙 2-51 新旧対照表
(水産庁パブリックコメント資料)
- 報告資料 1-4 令和 8 管理年度の具体的取組内容
(TAC 設定に関する意見交換会水産庁資料)

令和 8 管理年度におけるぶりの TAC 管理について

1 背景

国においては、新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（令和 2 年 9 月公表）において、資源評価に基づく数量管理対象資源を国内の漁獲量 8 割を占めるまで拡大していく方針を表明

- ・ ぶりについては利用可能なデータが多数あることから、早期に数量管理に着手すべき資源との位置付け

2 現在までの経過

ぶりの漁獲に関わる関係者からの意見聴取等を踏まえ、

- ・ 令和 6 年 7 月から、取り組み可能な管理区分による TAC 報告の試行に着手
- ・ 令和 7 年 4 月から、ぶりを 1 系群とした TAC 管理のステップ 1 を開始
 - － 管理期間は 4 月～翌年 3 月、7 月～翌年 6 月の 2 パターンで、京都府は後者とする
 - － 国全体の漁獲可能量は設定（10.1 万トン）するが、管理区分別の配分と漁獲規制は行わない
- ・ 令和 8 年 4 月からステップ 2 を開始することとし、令和 8 年 2 月 20 日（金）開催の水産政策審議会資源管理分科会で承認された

3 令和 8 管理年度の管理内容（報告資料 1 - 4 参照）

- ・ 管理期間はステップ 1 から継続（希望する場合は変更可能）
- ・ 国全体の漁獲可能量は 9.7 万トン
- ・ 漁獲可能量を明示しない「現行水準」区分は設定せず、全ての管理区分に漁獲可能量（試行目安数量）を配分し、管理する
- ・ その上で、管理区分間での数量譲渡等により、国全体の漁獲可能量を超過しない管理手法の検討を行う（現時点では机上での数量管理）
- ・ ステップ 2 中は、引き続き漁獲実績報告の正確性向上、漁獲数量の有効利用の試行期間であり、操業現場での漁獲規制等は伴わない

4 ステップ 2 移行に際しての懸念事項等

この間の議論においては、国に対して以下の意見表明を行った

- ・ 漁獲可能量算出の根拠である、農林水産統計の正確性に問題がある（ぶり以外のぶり類漁獲量が含まれている 等）

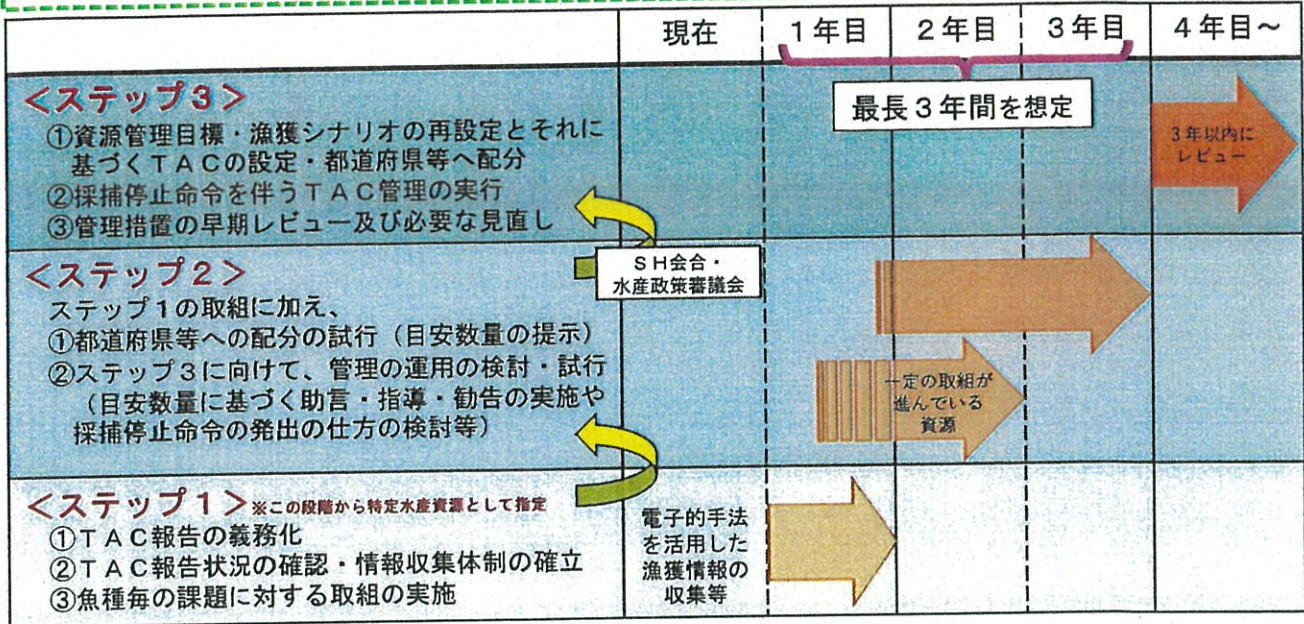
- ・ 漁獲実績報告の体制整備が未了とする関係県も複数あり、その課題が解決し、正確なぶり漁獲量が把握された後にステップ2に移行することが望ましい

府内関係者に対しては、正式決定に先立って府から国の検討状況を報告し、本年4月以降のステップ2着手に際しての留意点等の意見交換を実施した

今後は、国の資源管理基本方針の変更が確定した後、府資源管理方針を変更し、令和8管理年度以降の円滑な漁獲実績報告を関係者に周知するとともに、将来のステップ3（本格的な数量管理）開始時に想定される課題と対応方策について、関係者との協議、調整を進めていく

TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で最長3年間で想定）



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操作が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

【資源管理基本方針】

51

〈2-12は誤記〉

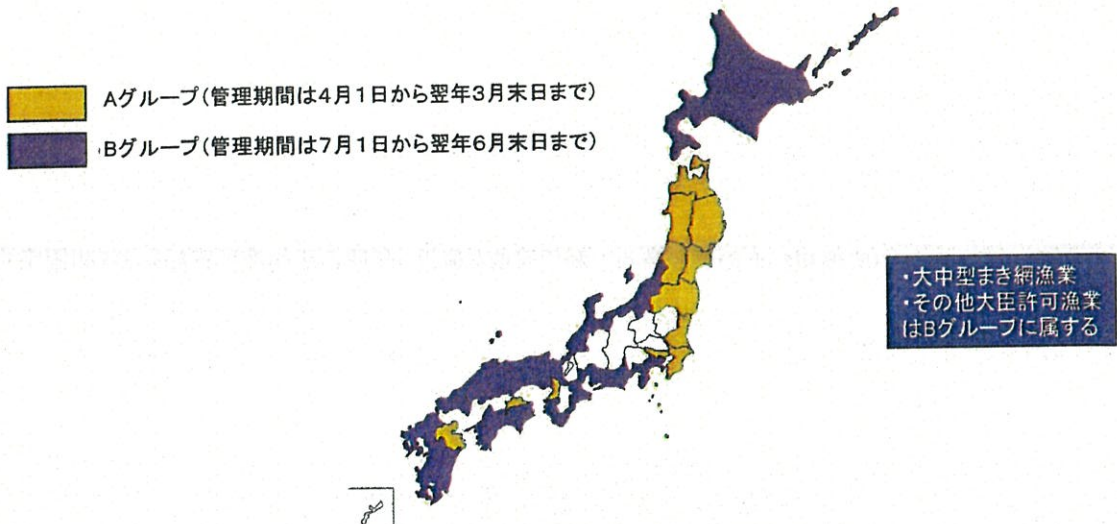
別紙2-19 ぶり (ステップアップ管理対象資源)

変更箇所	変更後	変更前
<p>第2 管理年度</p>	<p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ2) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。 ① 次に掲げる都道府県 4月1日から翌年3月末日まで (ステップ2) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県 ② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ2) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p>	<p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。 ① 次に掲げる都道府県 4月1日から翌年3月末日まで (ステップ1) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県 ② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p>
<p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p>	<p>1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。 この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づき数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うことはしないもの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</p>	<p>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</p>

令和 8 管理年度の具体的呂陸海内容

管理期間

管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで(Aグループ)、②7月1日から翌年6月末日まで(Bグループ)の2パターンの組合せでTAC管理を開始。



【直近3か年の漁獲実績シェア平均値の比較】

Aグループ	Bグループ
16.6%	83.4%

ブリの資源管理における検討スケジュール(イメージ)

1年目 令和7管理年度	2年目 令和8管理年度	3年目 令和9管理年度	4年目~ 令和10管理 年度~
ステップ1	ステップ2		ステップ3
			3年以内に レビュー
<p style="text-align: center;">準備</p> <p>【配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配分の基準 <p>(以下の項目については、ステップ2の試行案を準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県への配分方法(数量明示の考え方) ○国の留保 ○国の留保からの配分方法 <p>【課題解決の取組①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繰入れルール ○繰越しルール 	<p style="text-align: center;">試行・検討</p> <p>【配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配分試行(試行目安数量の提示、数量明示の有無の提示) ○国の留保の設定の試行 ○国の留保からの配分の試行 ⇒実際の操業の積み上げと比較し、配分の基準、配分方法、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等を検討 <p>【課題解決の取組①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繰入れの試行 ○繰越しの試行 ⇒実際の操業の積み上げと比較し、検討 		<p style="text-align: center;">決定</p>
	検討		
<p>【課題解決の取組②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融通ルール 			

ステップ2について

ステップ2での配分は以下の通り。

<「試行水準」の設定>

法制度上の扱いとして、都道府県別漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量、留保について「試行水準」として設定する。

<「試行目安数量」の算出の基準>

「試行水準」を設定した場合の、都道府県及び大臣管理区分における管理を目安として提示する「試行目安数量」としては、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いる。

※ ステップ3以降は、ステップ3管理初年度の開始時点で利用可能な直近3年間の平均漁獲実績を3年間固定する方式を想定。

※※ TAC導入前の令和6年の実績(農林水産統計)を使用する場合、令和6年の実績は、令和7、8年の農林水産統計上のブリ類の値とTAC報告の値から算出する割合(TAC報告の値/農林水産統計の値)を乗じて補正する。

<留保>

- ・ ステップ2初年度の国の留保はゼロとし、翌年度は、初年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち数量明示の大臣管理区分・都道府県ごとに認められた繰越量を除いた数量とする。
- ・ 国の留保は、TACの超過リスクに対応するために保持するものとする(したがって、「75%ルール」はじめ、留保からの配分ルールは定めない)。

ステップ2での試行について(1/2)

- 以下の内容について、ステップ2の中で試行を行う。
- ステップ2での取組を踏まえ、ステップ3に入る段階で資源管理基本方針別紙(別紙2-51)に規定する。
- 枠消化のイメージは、当初配分と繰越し→融通(受けた場合)→繰入れの順

<「数量明示」扱いの基準>

全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとなっているが、ブリのステップ2においては、ぶり大中型まき網漁業及び全ての都道府県を「数量明示」扱いとし、「試行目安数量」を、配分する「数量」として試行を行う。

<繰越し(毎管理年度、国が一律で処理)>

- ・ 大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度終了に伴い確定した未利用分(当該管理年度の「本来の当初配分(※)」の15%を上限とする)を、翌管理年度の同じ大臣管理区分・都道府県に繰り越す。
※ ステップ2においては、試行目安数量が該当。
- ・ 当該管理年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち上記で繰り越された数量を除く分については、翌管理年度の国の留保に繰り越す。

<繰入れ(水産庁又は都道府県が任意のタイミングで判断)>

- ・ 大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度の「本来の当初配分」の15%を上限とする数量をその時点の配分数量に上乗せすることができる。
- ・ 上乗せした場合、その数量(上乗量)のうち実際に消化した分を、同じ大臣管理区分・都道府県の翌管理年度の「本来の当初配分」から差し引く(未消化分は、「本来の当初配分」に戻し入れる)。

ステップ2での試行について(2/2)

<融通>

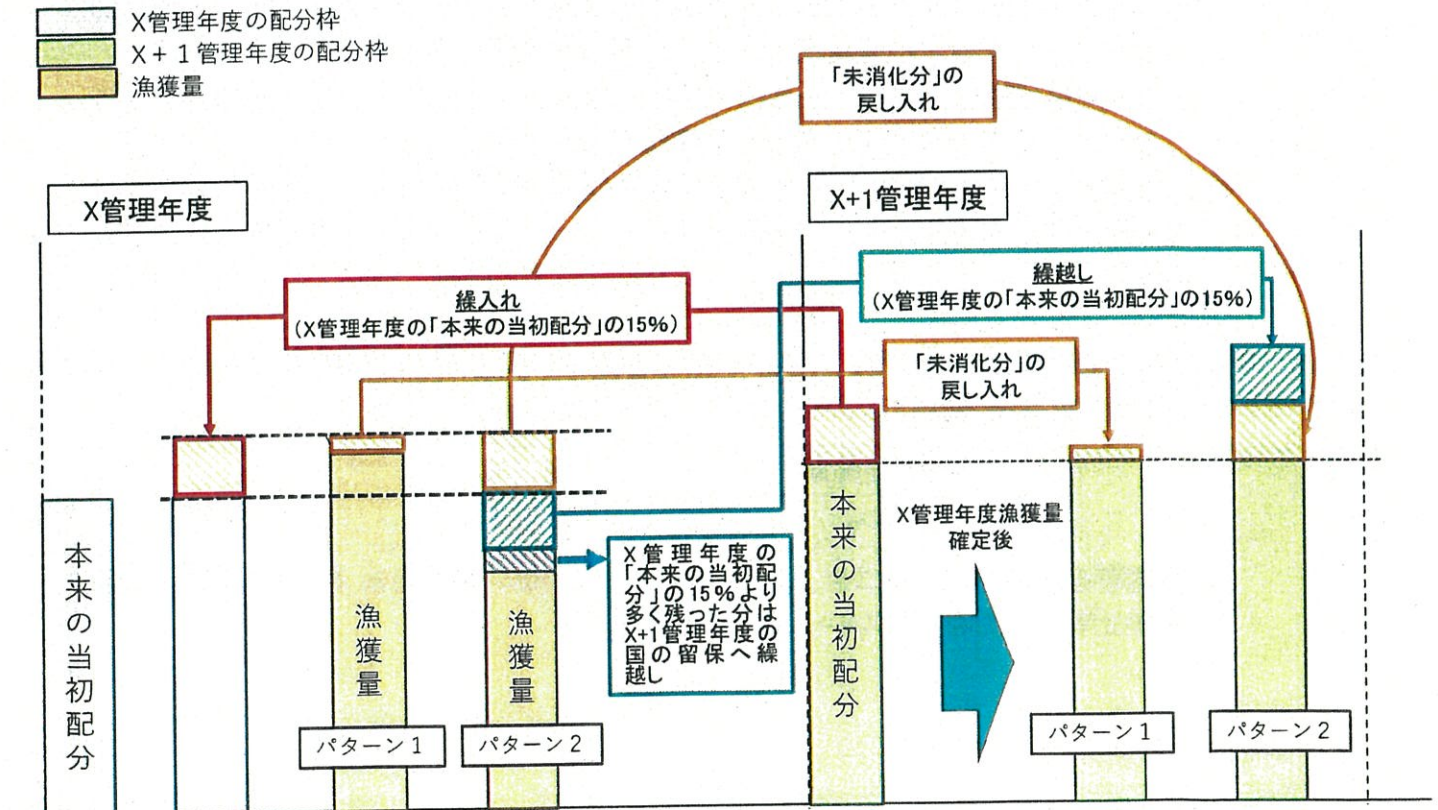
- ・ 都道府県間又は都道府県と大臣管理区分間で任意の規模・タイミングで行う。
- ・ AとBのグループ間の融通は可能(ただし、管理期間が重複する時期に限る。)

<その他>

AグループからBグループ(又はその逆)への変更について、変更を希望する都道府県又は大臣管理区分は、各年11月末までに水産庁にその旨を連絡する。

このほか、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、当該操業による実績の扱いについてステップ1・2の間に議論していく。

繰入れ・繰越しのイメージ



パターン1: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より多かった場合(繰入れ量を消化した場合)
 パターン2: X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より少なかった場合(繰入れ量を消化しなかった場合)

令和8管理年度

- ①令和8年4月～令和9年3月
 - ②令和8年7月～令和9年6月
- ぶり

TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和8年1月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50%の確率で、暫定目標管理基準値（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、暫定目標管理基準値を達成する水準に調整係数（ β ：0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、TACは当該値を越えない量とする。

（2）令和8管理年度（①令和8年4月1日～令和9年3月31日、②令和8年7月1日～令和9年6月30日）（ステップ2）のTAC（案）

特定水産資源	TAC
ぶり	97,000トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ1・2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する
取扱方針の一部改正について

【内 容】

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
について、改正作業を進めていますので報告します。

【添付資料】

報告資料 2 - 1 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する
取扱方針の一部改正について

報告資料 2 - 2 一部改正案の新旧対照表

報告資料 2 - 3 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する
取扱方針（改正案全文）

※ 別表 2 及び様式は添付省略

参考資料 京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操
業に関する協定書（令和 4 年 6 月 2 日締結）

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について

1 経過等

- ・ 京都府知事が漁業の許可又は起業の認可をする際は、漁業の種類別に制限措置を定めることとされている（京都府漁業調整規則第11条）
 - ・ 各許可の制限措置については、「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」（以下、「方針」）に一括して定めている
（本委員会の意見を徴した上で、令和3年2月19日に施行）
 - ・ 以降、各漁業において新規の許可又は起業の認可を行う際には、本委員会の意見を徴した後、申請期間とともに制限措置を公示
- ※ なお、漁業の別に操業実態等を勘案して方針の改正が必要な際には、予め本委員会の意見を徴し、手続きを実施

2 改正の内容

手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）のうち、関係漁業団体間の協定に基づき、福井県から京都府沖合に入漁する者に対する許可又は起業の認可の制限措置について、以下の事情を踏まえて、許可する船舶等の数の上限（以下、「許可上限」）を改正しようとするもの

- ・ 令和4年6月2日に更新締結された関係漁業団体間の協定においては、福井県から入漁隻数は、当初制定時の方針に定めた許可上限を下回る数とされていた
- ・ 他方、府内に在籍する沖合底びき網漁業を含む関係漁船の隻数は減少しており、府沖合での底びき網の漁場及び資源利用を円滑に調整する上で、府が今後許可する福井県からの上限隻数は、実勢を反映させることが適切であると判断される

3 関係者との調整等の状況

令和8年1月23日付け書面により、以下の関係者に対して一部改正案への意見照会を行ったところ、いずれも異議ない旨の回答を得ている

福井県知事、福井県底曳網漁業協会、京都府漁業協同組合
一般社団法人京都府機船底曳網漁業連合会

4 今後の事務手続き

本日の本委員会からの意見を踏まえて一部改正について庁内手続を進め、本年9月からの福井県からの入漁船の許可に際して改正内容を適用する

○京都府漁業調整規則

第 11 条 知事は、許可(第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 操業区域

(4) 漁業時期

(5) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正後 (案)

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

第1～第8 (略)

附則 (令和3年2月19日)

この方針は令和3年2月19日から施行する。
「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

附則 (令和4年3月1日)

この方針は令和4年3月1日から施行する。

附則 (令和4年9月9日)

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号)の施行の日 (令和4年12月1日) から施行する。

附則 (令和5年6月21日)

この方針は令和5年6月21日から施行する。

附則 (令和年月日)

この方針は令和年月日から施行する。

改正前

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

第1～第8 (略)

附則 (令和3年2月19日)

この方針は令和3年2月19日から施行する。
「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

附則 (令和4年3月1日)

この方針は令和4年3月1日から施行する。

附則 (令和4年9月9日)

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号)の施行の日 (令和4年12月1日) から施行する。

附則 (令和5年6月21日)

この方針は令和5年6月21日から施行する。

(別表1)

1 小型機船底びき網漁業

漁業種類	許可する 船船等の 数の上限	船舶の総 トン数	漁業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	条件	継続の許可 の対象とし て指定する 漁業	有効期間
手繰第一種漁業 (機船底びき網 漁業)	3隻	15トン未満	京都府沖合海面	9月1日から 翌年5月31 日まで	京都府に住所 を有する者	兵庫県美方郡余部町突端と京丹後市桂ヶ岬突端と を結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市蒲崎突端から京丹 後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北 端を経て播磨三上中郡常神崎突端に至る線以 南の海域においては操業してはならない。	〇	5年
	11隻	10トン未満	東経135度 20.0分の線以 東の京都府沖 合海面	9月1日から 翌年5月31 日まで	「京都府海域 に入漁する小 型機船底びき 網漁業の操業 に関する協定 書」第2の2 に規定する 「許可申請予 定者名簿」に 記載の者	(1) 日没2時間後から日の出2時間前までは操業 してはならない。ただし、11月6日から翌年5月 31日までは除く。 (2) 船橋の最も見易い箇所には幅30センチメートル の赤色帯を設け、その中央に白色をもって地区別 番号を記入しなければならない。 (3) 京丹後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市 沖ノ島北端を経て播磨三上中郡常神崎突端に 至る線以南の海域においては操業してはならない。	1年	

(以下略)

別表2、様式 (略)

(別表1)

1 小型機船底びき網漁業

漁業種類	許可する 船船等の 数の上限	船舶の総 トン数	漁業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	条件	継続の許可 の対象とし て指定する 漁業	有効期間
手繰第一種漁業 (機船底びき網 漁業)	3隻	15トン未満	京都府沖合海面	9月1日から 翌年5月31 日まで	京都府に住所 を有する者	兵庫県美方郡余部町突端と京丹後市桂ヶ岬突端と を結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市蒲崎突端から京丹 後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北 端を経て播磨三上中郡常神崎突端に至る線以 南の海域においては操業してはならない。	〇	5年
	11隻	10トン未満	東経135度 20.0分の線以 東の京都府沖 合海面	9月1日から 翌年5月31 日まで	「京都府海域 に入漁する小 型機船底びき 網漁業の操業 に関する協定 書」第2の2 に規定する 「許可申請予 定者名簿」に 記載の者	(1) 日没2時間後から日の出2時間前までは操業 してはならない。ただし、11月6日から翌年5月 31日までは除く。 (2) 船橋の最も見易い箇所には幅30センチメートル の赤色帯を設け、その中央に白色をもって地区別 番号を記入しなければならない。 (3) 京丹後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市 沖ノ島北端を経て播磨三上中郡常神崎突端に 至る線以南の海域においては操業してはならない。	1年	

(以下略)

別表2、様式 (略)

備考

福井県から
入漁する者
の許可する
船舶等の数
の上限を更
更

〔案〕

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業法（昭和24年法律第267号）（以下、「法」という。）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）（以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(対象とする漁業種類)

第2 この方針は、次の1から8までに掲げる漁業種類を対象とする。

- 1 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）
 - (1) 機船底びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業）
 - (1) 自家用釣餌料びき網漁業
- 3 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）
 - (1) とりがいけた網漁業
 - (2) なまこけた網漁業
- 4 機船船びき網漁業
 - (1) さより二そうびき機船船びき網漁業
 - (2) いそうお機船船びき網漁業
- 5 かごなわ漁業
 - (1) いそうおかごなわ漁業
 - (2) ばいがいかごなわ漁業
- 6 小型いかつり漁業
- 7 固定式刺網漁業
 - (1) はまち底刺網漁業
 - (2) ひらめ底刺網漁業
- 8 いさざ落とし網漁業

(制限措置等)

第3 漁業種類ごとの許可又は起業の認可について、許可する船舶等又は漁業者の数の上限並びに規則第11条第1項による制限措置（船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格）、第13条による条件、第14条第1項による継続の許可の対象として指定するか否か、及び第15条による有効期間は、別表1のとおりとする。なお、規則第11条による新規の許可又は起業の認可に係る制限措置及び申請すべき期間については、その都度公示することとする。

本府において漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく漁船登録をしていない漁船を使用する者への許可については、当該漁船の登録されている都道府県と本府の漁業者団体が締結する協定に定められた隻数を許可する数の上限とする。

(審査の方法等)

第4 知事は、規則第4条又は第6条による許可又は起業の認可に係る申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じてヒアリングを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。

ただし、京都府に住所を有しない者が制限措置に基づき申請する場合及び小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）のうち、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。

3 規則第10条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、過去5年以内において、次の(1)又は(2)に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に2回以上処せられた者をいう。

(1) 漁業に関する法令

ア 法

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

ウ 臘虎臘豚獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）

エ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）

オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）

カ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）

キ 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）

ク 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）

ケ 規則

コ ア～ケに基づく命令

(2) 労働に関する法令

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

エ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

キ 船員法（昭和22年法律第100号）

ク 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）

ケ 労働組合法（昭和24年法律第174号）

コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）

サ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

シ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

ソ ア～セに基づく命令

- 4 許可又は起業の認可を受けようとする者が、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当するか否かについて、必要に応じて、京都府警察本部に照会する。
- 5 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。
 - 第 1 位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船と同一の船又は代船により申請した場合
 - 第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合
 - 第 3 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合
 - 第 4 位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「申請漁業の経験者」という。）が申請した場合
 - 第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 6 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 7 位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合
- 6 5 の規定による第 1 位から第 4 位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。
- 7 5 の規定による第 5 位及び第 6 位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によるものとする。
 - 第 1 位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
 - 第 2 位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
 - 第 3 位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
 - 第 4 位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者
- 8 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。
 - 第 1 位 申請漁業の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合
 - 第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合
 - 第 3 位 申請漁業の経験者が申請した場合
 - 第 4 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合

第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

- 9 8の規定による第1位から第3位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。
- 10 8の規定による第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、7の規定による。
- 11 8から10までの規定による順位付けにより、許可又は起業の認可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を決定する。

(申請等に必要な提出書類)

第5 許可の申請等に必要な書類は、次の(1)から(10)に掲げる書類のほか、別表2に掲げる書類とする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 規則第3条による代表者の届出 | 第1号様式 |
| (2) 規則第8条又は第14条による許可又は起業の認可の申請 | 第2号様式 |
| (3) 規則第16条による変更の許可申請 | 第3号様式 |
| (4) 規則第17条による相続又は法人の合併若しくは分割の届出 | 第4号様式 |
| (5) 規則第18条による許可を受けた船舶の廃止等の届出 | 第5号様式 |
| (6) 規則第19条による休業又は就業の届出 | 第6号様式 |
| (7) 規則第21条による資源管理の状況等の報告 | 第7号様式 |
| (8) 規則第27条による許可証の書換え交付の申請 | 第8号様式 |
| (9) 規則第28条による許可証の再交付の申請 | 第9号様式 |
| (10) 規則第30条による許可証を返納できないときの届出 | 第10号様式 |

(起業の認可の有効期間)

第6 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間は、認可の日から10箇月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長した場合は、その延長した期間を加算した期間とする。

(申請書等の提出先)

第7 申請書等の提出先は、京都府水産事務所とする。

(許可証)

第8 規則第24条の規定による許可証は、第11号様式によるものとする。

附則(令和3年2月19日)

この方針は令和3年2月19日から施行する。

「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

附則(令和4年3月1日)

この方針は令和4年3月1日から施行する。

附則（令和4年9月9日）

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。

附則（令和5年6月21日）

この方針は、令和5年6月21日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

この方針は、令和 年 月 日から施行する。

(別表1)

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
I 小型機船底びき網漁業 漁業種類 手繰第一種漁業 (機船底びき網漁業)	3隻	15トン未満	京都府沖合海面	9月1日から翌年5月31日まで	京都府に住所を有する者	兵庫原美方郡赤部崎突端と京丹後市桂ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び比良原・豊岡市御崎突端から京丹後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。	○	5年
		10トン未満	東経135度20.0分の線以東の京都府沖合海面	9月1日から翌年5月31日まで	「京都府機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	(1) 日没2時間後から日の出2時間前までは操業してはならない。ただし、11月6日から翌年5月31日までは除く。 (2) 船橋の最も見易い箇所に幅30センチメートルの赤色帯を塗布し、その中央に白色をもって地区別番号を記入しなければならない。 (3) 京丹後市桂ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。		
		10トン以上15トン未満						
手繰第二種漁業 (自家用釣餌料びき網漁業)	15隻	5トン以下	京都府与野郡伊根町春島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 共同漁業種区域域内においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。 (3) 水深25メートル以深においては、操業してはならない。 (ただし、柳島と姥ヶ島を結んだ線以西の栗田湾及び黒崎と日蓮・里波見境界点を結んだ線以南の宮津湾を除く。) (4) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線の内側においては操業してはならない。 ア 北緯35度37.69分 東経135度19.83分の点 イ 北緯35度35.19分 東経135度19.83分の点 ウ 北緯35度35.19分 東経135度17.33分の点 エ 北緯35度37.69分 東経135度17.33分の点	○	5年

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	247隻	5トン以下	京共第1号	12月1日から翌年5月31日まで	操業に關して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	5年
			京共第2号	12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第3号	1月1日から4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第4・6号	12月15日から翌年4月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	
			京共第5・6号	12月15日から翌年4月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	
			京共第8号	11月15日から翌年3月31日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴灣に限る。	○	
			京共第11号	12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第11・12号	12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第12号	12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第14号	12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第15号	12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第16号	12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第19号	12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第27号	11月20日から翌年2月末日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
手繰第三種漁業 (とりがいがけた網漁業)	100隻	5トン以下	京共第8号	5月15日から8月15日まで	操業に關して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	免許漁業の妨害をしてはならない。	○	5年
			京共第11号	7月1日から10月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第12号	7月1日から10月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	

2 機船船びき網漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の指対象として指定する漁業	許可の有効年数
ア さより二そらびき機船船びき網漁業	18隻	5トン以下	京共第1号	3月1日から6月30日まで	操業区域の共同漁業権の關係地区に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	5年
			京共第3、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第4、6、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第5、6、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第22号	3月1日から6月30日まで 9月1日から11月15日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第24号	3月1日から5月10日まで 9月1日から10月31日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
イ いそらお機船船びき網漁業	5隻	5トン以下	京共第12号	周年	京共第12号共同漁業権の關係地区に住所を有する者	免許漁業の妨害をしてはならない。	○	5年

3 かがなわ漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の指対象として指定する漁業	有効期間
ア いそらおかがなわ漁業	1隻	制限なし	次のア、イ、ウの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 網野町万鳳鼻突角岩石京共第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 沿岸から2カイリの線 ウ 網野町茂茂川と同町隣境界(通称一本松)から真方位0度00分の線	周年	京丹後市網野町網野、茂茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)かこの総数は160個以内でなければならない。	○	5年
イ ばいがいかごなわ漁業	4隻	制限なし	京都府神合海面(東経135度02分以東の海域) 京都府神合海面(東経135度12分以西の海域)	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者	(1)ずわいがに及びべにずわいがにを採捕してはならない。 (2)水深200メートル未満では操業してはならない。 (3)かこの数は1連に100個以内とし、かこの陸穿孔は直径20センチメートル以内でなければならない。 (4)漁具は1隻につき2連までとする。 (5)漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに標旗を立て、標旗には許可番号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。		1年

4 小型いかつり漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の相手として指定する漁業	有効期間
小型いかつり漁業	5隻 20隻	5トン以上30トン未満 5トン以上15トン未満	京都府沖合海面 京都府沖合海面	周年 5月10日から10月15日まで	京都府に住所を有する者 福井県小型いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者	なし 1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市越ヶ岬突端正北の線以東の線から沖合6海里以内の海域 (2) 越ヶ岬突端正北の線以西の沿岸6海里以内の海域 2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 越ヶ岬突端正北の線以東の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線を超えいかつり漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に關する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかつり漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 (2) 越ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200mを越えいかつり漁業の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船幅若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上の枠内に、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)	○	5年 1年
	20隻	5トン以上10トン未満	京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで	但馬海区いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者	1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市越ヶ岬突端正北の線以東の線から沖合6海里以内の海域 (2) 越ヶ岬突端正北の線以西の沿岸6海里以内の海域 2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 越ヶ岬突端正北の線以東の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線からいかつり漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に關する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかつり漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 (2) 越ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200mを越えいかつり漁業の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船幅若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦10cm以上、横80cm以上の枠内に、黄地に黒色で許可番号を明記したもの。)		1年

5 固定式刺網漁業

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
ア はまち底刺網漁業	17名	/	<p>京都府神合海面（次のア、イ、ウの線により囲まれた海域） ア 京丹後市網野町万豊島突角から真方位324度20分の線 イ 京丹後市丹後町城ヶ鼻（通称）と同町大崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位0度00分の線</p>	周年	京丹後市網野町磯、浅江、浜詰に住所を有する者	<p>(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。</p>		5年
		/	<p>京都府神合海面（次のア、イ、ウの線により囲まれた海域） ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線</p>		京丹後市網野町磯、浅江、浜詰に住所を有する者	<p>(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)タカ燵の最浅部を中心として半径1,500メートルの北半円では操業してはならない。 (3)浜詰夕日形先どり定置漁業の漁具設置の前面1,000メートル、神合1,000メートル、後面300メートル以内の海面においては操業してはならない。 (4)4月、5月及び6月の3ヶ月間は昼間操業してはならない。 (5)使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。</p>		5年
		/	<p>京都府神合海面（次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域） ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県との境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線</p>		京丹後市久美浜町に住所を有する者	<p>(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具は1級とし、1重刺網以外の漁具を使用してはならない。</p>		5年

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業者を営む者の資格	条件	継続の許可の指定する漁業	有効期間
イ ひらめ底刺網漁業	13名		次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 (北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点) イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 (北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点) ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 (北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点) エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 (北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点) 【緯度・経度表記は世界測地系による】	11月1日から翌年3月20日まで	京都府舞鶴市字小瀬、字三浜に住所を有する者	(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火の高さに掲げ、標識には許可番号、漁業種類、漁業者の氏名又は名称を明記しなければならない。 (3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。 (4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈(高さ)は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。	継続の許可の指定する漁業	5年

6 いさざばし網漁業

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業者を営む者の資格	条件	継続の許可の指定する漁業	有効期間
いさざばし網漁業	8名		京共第8号(大丹生川河口) 京共第8号(高野川新橋下流端より下流)	2月10日から4月30日 2月10日から4月30日	京都府に住所を有する者	(1) 流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。 (2) 使用漁具は2統以内に限る。 (1) 流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。 (2) 使用漁具は2統以内に限る。	継続の許可の指定する漁業	5年 5年

参考資料

京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の 操業に関する協定書

京都府海域での水産資源の保護と漁業秩序の維持確立並びに漁業調整の円滑を図るため、一般社団法人京都府機船底曳網漁業連合会（以下「甲」という。）と福井県底曳網漁業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり入漁に関する協定を締結する。

第1 入漁の隻数

- 1 甲は平成4年4月20日付けで認めた乙所属の総トン数10トン以上に大型化し入漁する者の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 令和4年6月現在、福井県小浜市に居住して京都府の小型機船底びき網漁業許可を受有する者のうち、小浜地区1隻の入漁を認める。
- 2 京都府へ入漁する乙所属の小型機船底びき網漁船は上記1のほか、総トン数10トン以上漁船は4隻以内、また総トン数10トン未満漁船は11隻以内とし、上記1と合せ合計1.6隻以内の入漁を認めるものとする。
- 3 次回協定書の書き換えに向け、双方で入会海域縮小等のための協議を進めるものとする。

第2 許可の取扱

- 1 京都府へ入漁する当該漁業の許可は、次のとおり制限して取り扱う。
 - (1) 当該許可は、譲渡又は貸与してはならない。
 - (2) 当該許可を受けたものが廃業したとき、又は、許可を必要としなくなったときは許可を返納すること。
 - (3) 当該許可を受けた者は、今後は他の者と共同経営をしてはならない。
 - (4) 当該許可を受けた者が現居住地区以外に転出する場合には、許可を返納すること。
 - (5) 当該許可を受けた者が死亡した場合、その相続人が他の地区に居住しているとき、または他の地区に転出するときは許可を返納すること。

(6) 当該漁業の許可証及び漁船登録票の記載事項のうち、漁船登録番号が変更される事項、船舶の総トン数、推進機関の馬力数を変更する場合及び船舶を変更しようとするときは、予め甲に協議して承諾を得なければならない。

また、船名及び住所を変更したときは、すみやかに甲に届け出ること。

なお、これらの手続きを怠ったときは、当該許可を返納すること。

(7) (1) から (6) に基づき当該許可を返納した場合は、その都度、第1の入漁を認める隻数から当該漁船の数を減じる。

(8) 第1の隻数を減じたときは、以後、増加しないものとする。

2 京都府への入漁の許可を受けようとするときは、乙は毎年5月中に「許可申請予定者名簿」を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

なお、甲の確認の得られたものについて、乙は京都府知事への許可申請の事務を行うものとする。

(1) 許可申請予定者名簿の中に第4の1に該当する者がある場合には、乙の責任において当該者を処置するとともに、甲にその内容を報告すること。

第3 操業の制限

1 操業区域

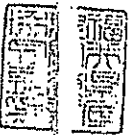
京都府に入漁する漁船は、漁業許可証に記載する操業区域にかかわらず、許可された海域のうち、東経135度20.000分(世界測地系)の線以西の海域では操業してはならない。

2 夜間操業の禁止

京都府海域に入漁する漁船は、漁業許可証に記載の制限条件の(1)のただし書きにかかわらず、ずわいがに解禁の日から翌年5月31日までの間、許可された操業区域のうち水深200メートル以浅の海域では、夜間(日没2時間後から日出2時間前まで)は操業してはならない。

3 春漁期の操業禁止

ずわいがに漁期終了の日から5月31日までの間、次の点を順次結んだ線と京都府・福井県境線を境界線とし、境界線以西及び以北の海域で操業してはならない。



【世界測地系】

- A点:北緯35度45.143分、東経135度22.000分
- B点:北緯35度52.000分、東経135度22.000分
- C点:北緯35度52.000分、東経135度25.000分
- D点:北緯35度57.000分、東経135度25.000分
- E点:北緯35度57.000分、東経135度29.200分

【日本測地系】

- A点:北緯35度44.954分、東経135度22.168分
- B点:北緯35度51.813分、東経135度22.171分
- C点:北緯35度51.813分、東経135度25.171分
- D点:北緯35度56.814分、東経135度25.171分
- E点:北緯35度56.814分、東経135度29.372分

4 秋漁期の操業禁止

9月1日からずわいがに解禁の前日までの間、次の点を順次結んだ線と京都府・福井県境線を境界線とし、境界線以西及び以北の海域で操業してはならない。

【世界測地系】

- A点:北緯35度43.529分、東経135度25.000分
- B点:北緯35度55.000分、東経135度25.000分
- C点:北緯35度55.000分、東経135度29.200分

【日本測地系】

- A点:北緯35度43.341分、東経135度25.169分
- B点:北緯35度54.814分、東経135度25.172分
- C点:北緯35度54.814分、東経135度29.372分

5 ずわいがに漁期の操業禁止

2月19日から3月20日までの間、北緯35度56.000分、東経135度20.000分（世界測地系）の線以北並びに以西の海域においては操業してはならない。（日本測地系＝北緯35度55.814分、東経135度20.171分）

第4 漁業秩序の維持

- 1 漁業秩序の維持確立を図るため、底びき網漁業に関する諸法令・規則を遵守することは勿論のこと、本協定書並びに資源保護に関する事項等に係わる重大な違反行為があった場合には、違反者は直ちに当該漁業の許可を返納するとともに、違反者の所属す

る地区の全許可船について東経135度25分以西は操業できないこととする。

なお、上記の地区とは以下の区分による地区の単位とする。

- | | |
|------|-------------|
| 第1地区 | おおい町並びに小浜市 |
| 第2地区 | 越前町のうち道口、厨 |
| 第3地区 | 越前町のうち小樟、大樟 |



- 2 第4の1の事項を遵守し係わる違反を未然に防止するため、乙は所属員に対して十分な指導、監督を行うものとする。

第5 資源保護

- 1 甲及び乙は、京都府の海域における底びき網漁業の資源の保護培養並びに底びき網漁業の振興を図るために、共に一致協力して取り組むものとする。

また甲からこのことについて申し入れをしたときは、積極的に対応し協力するものとする。

- 2 京都府の海域での水産資源の保護及び管理のためにつくられた「水産資源管理計画」の内容のうち、底びき網漁業の規制に関する事項を遵守して操業するものとする。

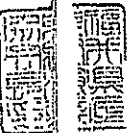
- 3 京都府の海域においては水がにの漁獲を禁止とする。

第6 疑義の解決

本協定に定めない事項で疑義を生じた場合には、甲乙双方は協議して解決するものとする。

第7 協定の期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年5月31日までとする。但し、第3の「操業制限」については、甲乙協議し必要に応じ本協定の有効期間中に変更することができるものとする。



以上、本協定を誠実に履行するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年6月2日

甲 一般社団法人
京都府機船底曳網漁業連合会
代表理事 岡田 政 行



乙 福井県底曳網漁業協会
会長 中野 良

